

地域共生社会と「健康生きがい権」の展望について

健康生きがい学会会長
健康生きがい開発財団理事長
東京大学高齢社会総合研究機構客員研究員
辻 哲夫

Ⅰ 京極前会長と私の出会いと健康生きがい権提唱に至る経過

1. 出会い

【出会い】1981年頃－京極：社事大教員、辻：滋賀県社会福祉課長（滋賀県社会福祉計画（福祉圏構想）策定に従事）

【再会】1986年頃－京極・厚生省（当時）社会局庶務課専門官、辻・同老人福祉課企画官（介護福祉士等国家資格制度の導入に従事）

2. 京極前会長の健康生きがい権提唱に至る経過

【平成元年（1989年）福祉8法改革：在宅重視、老人保健福祉計画導入】

老人福祉法第2条の改正（「生きがい」という概念を追加）

→老人福祉法第2条（1989年改正）「老人は、（中略）**生きがいを持てる**健全で安らかな生活を保障されるものとする」

【健康生きがい開発財団設立（1991年）】

→生きがいに関する研究会（榊山座長）の報告書

→健康生きがいづくりアドバイザー制度の導入

【健康生きがい学会の創設（2010年）と健康生きがい権の提唱】

→京極前会長のオリジナルアイデア（健康生きがい権は究極の社会保障との表現も）

→京極前会長ビデオメッセージ

◎神谷恵美子とマズローに関連して

1. 神谷美恵子氏の考え方に関して

【キーワード】

➔『いきいきしたよろこびという素朴な感情』と『誰か、あるいは何かに認められるはりあい』

2. マズローの考え方に関して

【キーワード】

➔自己超越欲求

自己超越欲求: 自己実現を超え、他者や社会のために貢献する欲求。これはマズローが晩年に提唱したもので、自己を超えた目的に向かうことを指します（「マズローの欲求6段階説」でインターネット検索から引用）。

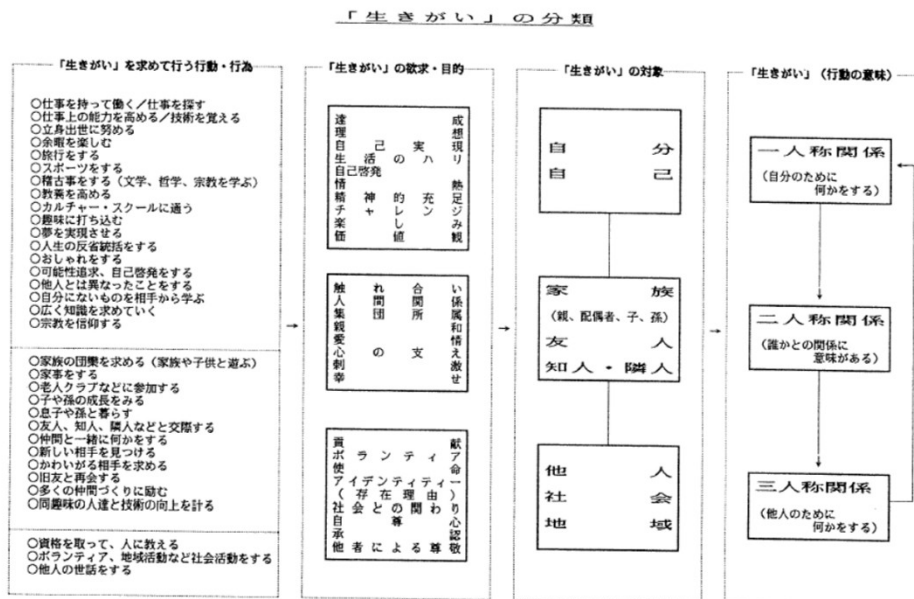
3. 生きがいに関する研究会（樺山座長）の報告書に関して

【キーワード】

『「一人称」→「二人称」→「三人称」への循環構造を持った生きがい』【図参照】

➔「自らの主体的な生きがい（自分自身の喜び）」+「第三者（地域社会等）との関わりの下での（三人称の）生きがい」が一つの到達点ともいえ、それが、高齢期において実現されることが望ましいといえるのではないかな。

【図】 生きがいの構造



◎糸賀一雄先生の言葉に関して

糸賀一雄先生の言葉（著書「福祉の思想」などより）

- おしめを毎日取り換えられている一人の重症の青年が、ある日、力んで、力んで、一所懸命腰を持ち上げていた。その力が電気のように手に伝わって保母はハッとした。丸太のように寝ているだけだと思っていたのにそうでなかったのだ。伝わってくるその響きに生命というものを感じ察せられたのだ。その喜びと驚き。これこそ自己実現、自己実現の姿なのだ。これが生産でなくて何が生産なのか。
- すべての人間は生まれたときから社会的存在なのだから、それが生き続けている限り力いっぱい命を开花していくのである。
- 「この子らに世の光を」当ててやろうという憐みの政策を求めているのではなく、この子らが輝く素材そのものであるから、いよいよ磨きをかけて輝かそうというのである。「この子らを世の光に」である。

佐藤智先生の言葉（著書「在宅老人に学ぶ」より）

- 老人は、最後の時まで生き続ける者であり、個性的なものである。
- 老人は、無限の可能性をもつ。
- 老人は、主人公である。

神野直彦先生のお考え（2021. 9. 1 講演資料より）

- 自己の存在が、他者にとって必要不可欠な存在であると実感できた時に、人間は幸福や生き甲斐を実感する。
- 幸福を追求する社会では、他者の悲しみを分かち合う権利が制度として保障される必要がある。

◎「地域包括ケアシステム」と「健康生きがい」との関係性について（1）

1. 「地域包括ケアシステム」は、「国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資すること」を目的としている。

（注1）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項；この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

（注2）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項：地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

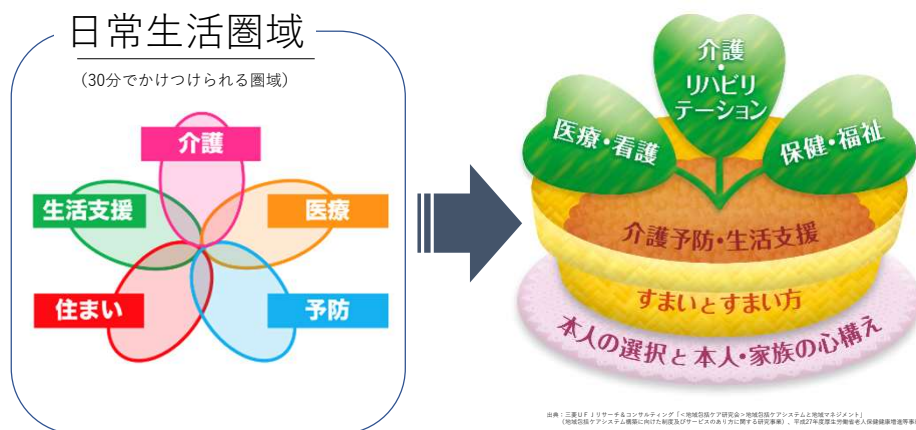
◎地域包括ケアシステムと健康生きがいの関係性について（2）

2. 介護保険法の目的には、個人の尊厳の保持が掲げられており、それは地域包括ケアシステムの基本的な理念として位置付けられる。

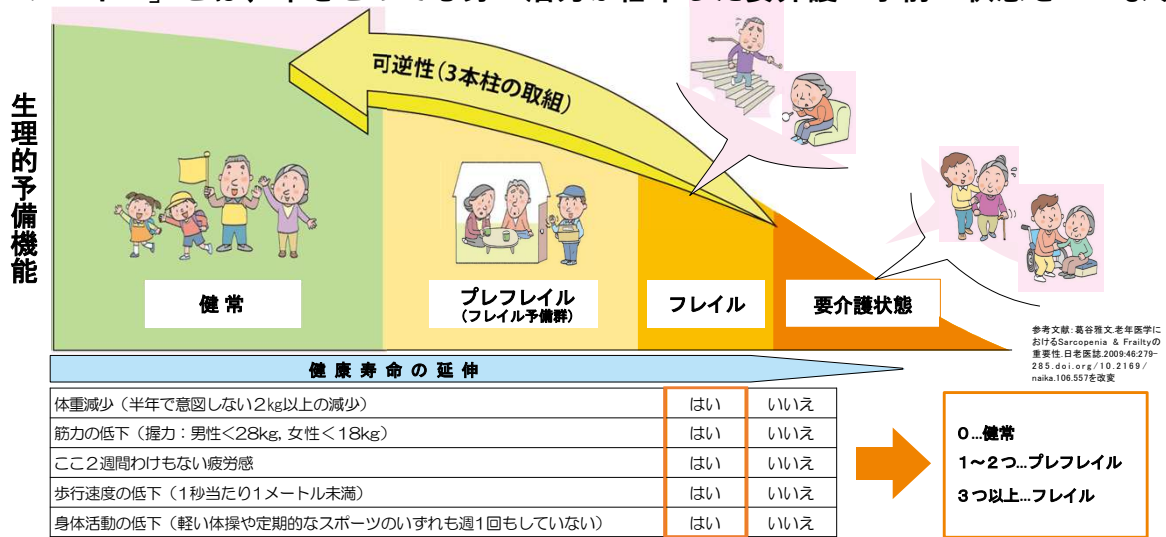
（注）介護保険法第1条：この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

.

◎ 地域包括ケアシステムの構造について（1） →個人の尊厳の尊重ときめ細かな社会システムの形成



◎フレイル予防に関連して (2) -フレイルの概念及びフレイル予防の取組 (1)
「フレイル」とは、年をとって心身の活力が低下した要介護の手前の状態をいいます。



※基本チェックリストや後期高齢者の質問票でも代替できます。

フレイルはプレフレイルの段階から日常生活の工夫で予防ができ、健康寿命の延伸につながります。
【フレイル予防推進会議フレイル予防宣言より引用】

◎フレイル予防に関連して (3)
-フレイルの概念及びフレイル予防の取組 (2)
三つの柱と【フレイル・ドミノ】

作図: 東京大学・飯島勝矢 フレイル予防ハンドブック



出典: 東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢 (作図)。日医ニュース 令和元年6月5日号 附録 健康ふらざNo.519

【参考資料】フレイル予防活動を通じた健幸長寿の地域（コミュニティ）づくり



◎究極の健康生きがいとは

ー与えられるものではない、フレイル予防は、それを気付く一つの入り口

1. 究極の「健康生きがい」は、与えられるものでない。

①人としての生き方の基本として、自助（＝自律）ということが大切であり、それがあるからこそ互助が育まれる、自助と互助は一对の概念である。

②究極の健康生きがいは、与えられるものでなく、高齢者の自助と地域の互助がまず大切である。

2. 「健康生きがい」は、地域住民自らが自助、互助の理念に基づき追及するという積極的な側面を有する。

①「健康生きがい」は自助、互助を土台とするものであり、地域住民がその理念を追求しつつ、例え弱っても、在宅を基本とする適切な公的サービスをコミュニティで保障され、それを享受でき、自分らしく生き切ることで初めて実現するものである。

②健康生きがい権は、「歳をとっても、住まいにおいて、できる限り自立（自律）が維持でき、例え弱っても最期までその人らしく生きがいをもって生き切れること」すなわち、地域包括ケアシステムの実現を通して保障される権利」といえる。

③ 戦後生まれが大部分を占める今後の日本社会においては、昭和憲法の考え方（注）を私たちが体現していく必要があるのではないか。

（注）昭和憲法13条「すべて国民は、**個人として尊重される**。生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、【中略】国政の上で、最大の尊重を要する

➡「健康生きがい権」という新しい概念を念頭におき、高齢期の積極的な生き方、とりわけ、皆が住み続けたいと考える地域の在り方を考え、各人の住む地域に関わるべきではないかと考える。この場合、日本の**全地域の共通課題としてのフレイル予防への取組は極めて重要ではないか。**

◎フレイル予防推進会議について

ーフレイル予防推進会議のこれまでの経過【参考資料：フレイル予防宣言の3点式】

令和4年12月1日	「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」 (フレイル予防啓発に関する有識者委員会：葛谷雅文委員長)
令和5年9月8日	フレイル予防推進会議準備会(2県6市町村・第1回-第5回)
ー令和6年7月12日	
令和6年7月24日	第1回フレイル予防推進会議総会(会議設立)及び第1回実行委員会開催 総会で住民啓発用パンフレット(案)及び住民啓発用パンフレット説明問答集(案)の了承と第2回総会での正式決定及びその普及活動の方針決定をする旨合意。実行委員会で、ポピュレーションアプローチの推進に関する担当者向け基本問答集(案)を公表(これらの三つの文書をここでは「三点式の文書」という。)
令和6年8月27日	上記パンフレットと説明問答集のアドバイザー委員会への諮問と答申、実行委員会、産業部会
ー令和6年11月22日	等の開催
令和6年11月22日	第2回総会開催 上記「三点式の文書の決定版」を主たる内容とする「フレイル予防宣言」決定公表 (「三点式の文書の決定版」は【参考資料】参照) 併せて、各構成員本人の決意発言とシンポジウムを実施
令和7年2月21日	フレイル予防宣言に基づく活動を、行政部会(各作業委員会)、産業部会を中心に実施
ー現在	
令和7年11月20日	第3回総会開催 フレイル予防宣言に基づく活動報告とシンポジウムを実施し、「フレイル予防5か年活動計画」に向けての活動方針を確認

【参考資料】フレイル予防宣言における三点式の文書

1 住民啓発用パンフレット

2 住民啓発用パンフレット説明問答集

以上2文書は、フレイル予防推進会議規約によりアドバイザー委員会の諮問答申を経てフレイル予防推進会議総会においてフレイル予防宣言の内容として決定と公表。

(現物又はインターネット掲載)

3 ポピュレーションアプローチの推進に関する担当者向け基本問答集

フレイル予防推進会議規約により実行委員会の決定をもってフレイル予防推進会議の活動方針となり、フレイル予防宣言の内容として、パンフレットや説明問答集と同様に自治体や産業関係の担当者の業務の参考となる。

(現物又はインターネット掲載)

II 「健康生きがい権」という新しい概念の定義と意義

- (1) 「健康生きがい権」とは、
「歳をとっても、住まいにおいて、できる限り自立（自律）が維持でき、例え弱っても最期までその人らしく生きがいをもって生き切れることが保障される権利」といえる。
▶松尾芭蕉や正岡子規は、その体現者（松尾芭蕉はフレイル予防も）といえる。
- (2) 「健康生きがい権」は、
「自助、互助、共助、公助が組み合わされた地域包括ケアシステムが実現されることにより保障される」といえる。
▶特に、フレイルを学び、自分事化し、その大切さに気付いた高齢者等が中心となり、次世代に希望の持てるまちづくりを目指すという動きが始まっていることは、注目される。
- (3) 「健康生きがい権」は、
「自らと他者とがともに尊厳を認め合うということに基本をおいて実現される」といえる。

III 「健康生きがい権」の展望

1. 「健康生きがい権」の姿は多様であり、多面的に考察する必要がある。
- (1) 「健康生きがい権」の実現のために、地域社会において、高麗者自身の主体的な活動と助け合いの活動（自助互助の営み）と調和した、きめ細かな公的な支援システム（共助公助の営み）、すなわち地域包括ケアのまちづくりの展開が必要となっている。
- (2) 「健康生きがい権」の実現のためには、「フレイル予防」「在宅医療」「共生社会」「ロボット、AI」「学習」「就労」といった多面的なテーマの中で、「健康生きがい権」がどのように獲得されるかを学術界も交えて具体的に考察する必要がある。
2. 「健康生きがい権」は、保障されるべきものであるが、与えられるものでない。
- (1) 「健康生きがい権」は自助、互助を土台とするものでありは、一義的には、公的に与えられるものではなく、地域住民自らがその達成を追求しつつ、例え弱っても、在宅を基本とする適切な公的サービスを日常生活圏（コミュニティ）で保障され、それを誰もが享受でき、自分らしく生きがいをもって生き切ることで初めて実現されるものである。
- (2) 「健康生きがい権」は、地域住民自らが自助、互助の理念に基づき追及するという積極的な側面を有すること（注）を常に心がけることが大切である。
- （注）憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、【中略】国政の上で、最大の尊重を要する」。
3. 「健康生きがい権」という概念を普及することが、課題解決に繋がる。
- ① 私たち市民が高齢期の「健康生きがい権とは何かということ」を地域の場において自分事として考え、多面的に考究することを通して、
- ② 「現在の私たち自身の課題と地域社会にある課題を皆で共有すること」が、
- ③ 「今後の私たち高齢者のありたい生き方とあるべき社会システム」を実現することに繋がるのではない。

Ⅳ おわりにー地域福祉から地域共生社会へ

1. 地域福祉から地域共生社会へ

(1) 地域共生社会の概念の登場

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指している」。そのキーワードは『ひとり一人の暮らし』『誰もが役割を持てる地域共生社会』（厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより）。

(2) 従来の「地域福祉（地域社会全体で住民の福祉を支える仕組み）」からの概念の深化（注）の鍵

「個人の尊厳の尊重という理念が基本であるということが社会的に承認されてきたということが鍵である、すなわち、それは、尊厳は誰もが等しく持っていることを地域住民更には地域の多様な主体が認め合う」ということでもある。

（注）現行社会福祉法第4条 「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」

2. 地域共生社会への展望（問題提起）

(1) 「個人の尊厳」について、戦後80年を経て私たちはどこまで体得し、どこまでその実現をしてきたのか。それを、どのように検証し、実現されるべきか。

(2) それは、我々ひとり1人が、地域住民として「健康生きがい権」というものが、どのように実現されていくのかを常に問い直し続けることにより明らかになるのではないか。

(3) このため、「健康生きがい権」という概念を明確に打ち出して活動し始めている「健康生きがい学会」と「健康生きがいづくりアドバイザー（協議会）」は、率先して、活動することが期待されている。